

議員提出議案第9号

軽度外傷性脳損傷に関わる労災障害等級認定基準の改正と教育機関への啓
発・周知を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成25年12月6日

提出者	杉並区議会議員	富本	卓
	同	島田	敏光
	同	山田	耕平
	同	大和田	伸
	同	増田	裕一
	同	北	明範
	同	脇坂	たつや
	同	大熊	昌巳
	同	くすやま	美紀
	同	安齊	あきら
	同	河津	利恵子
	同	横山	えみ

杉並区議会議長 大泉 時男 様

軽度外傷性脳損傷に関わる労災障害等級認定基準の改正と教育機関への
啓発・周知を求める意見書

「軽度外傷性脳損傷」(MTBI)は、交通事故や転落・転倒事故、スポーツ外傷、暴力、乳幼児のゆさぶりなどにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気である。

症状は、高次脳機能障害として記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、突然の意識障害等多岐にわたる。

2007年の世界保健機構(WHO)の報告から、年間約900万人のMTBI患者が発生していると推測されている。このことから、日本の累計患者数は過去20年間だけでも数十万人に上ると考えられるが、日本ではMTBIの認知度が低く、診断基準もないため、本人、家族はもとより職場や学校などの周囲において病気を理解されずに、誤解を生じ、悩み苦しむケースも多い。また、MRIなど画像検査では異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責の補償対象にならず、働けない場合には経済的に窮状に陥ってしまう。

しかし、包括的な神経学的検査や神経各科の裏付け検査をすれば、時間が経過していても外傷性脳損傷と診断することができる。また、通学路での事故やスポーツ外傷等が多発している昨今、子どもたちがMTBIを発症する可能性は高いと考える。よって、杉並区議会は国及び政府に対し、下記の事項を強く要望するものである。

記

- 1 WHOのMTBIに関する定義・勧告の反映を図り、また厚生労働省の研究結果を踏まえ診断基準を早急に策定すること。
- 2 MTBIのため働けない場合、労災の障害(補償)年金が支給できるよう、労災認定基準を改正すること。
- 3 労災障害等級認定基準の改正にあたっては不正を防止するため、画像に代わるMTBIの判定方法として、他覚的・体系的な神経学的検査方法を導入すること。
- 4 文部科学省を通じ、MTBIについて教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年12月6日

杉並区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

} 宛